

## 高等専門学校設置基準改正要綱

### 第一 助手の資格

専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴い、高等専門学校の助手となることのできる者の資格として、学士(専門職)又は短期大学士(専門職)の学位を有する者を、追加すること。

### 第二 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行すること。